

# 学校いじめ防止基本方針

## 西条市立西条東中学校

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては「いじめ、防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

### (2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処します。

## 2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識をもち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、早期発見・事案対処マニュアルに基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は必要に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

#### ① 組織の役割

##### ア 未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

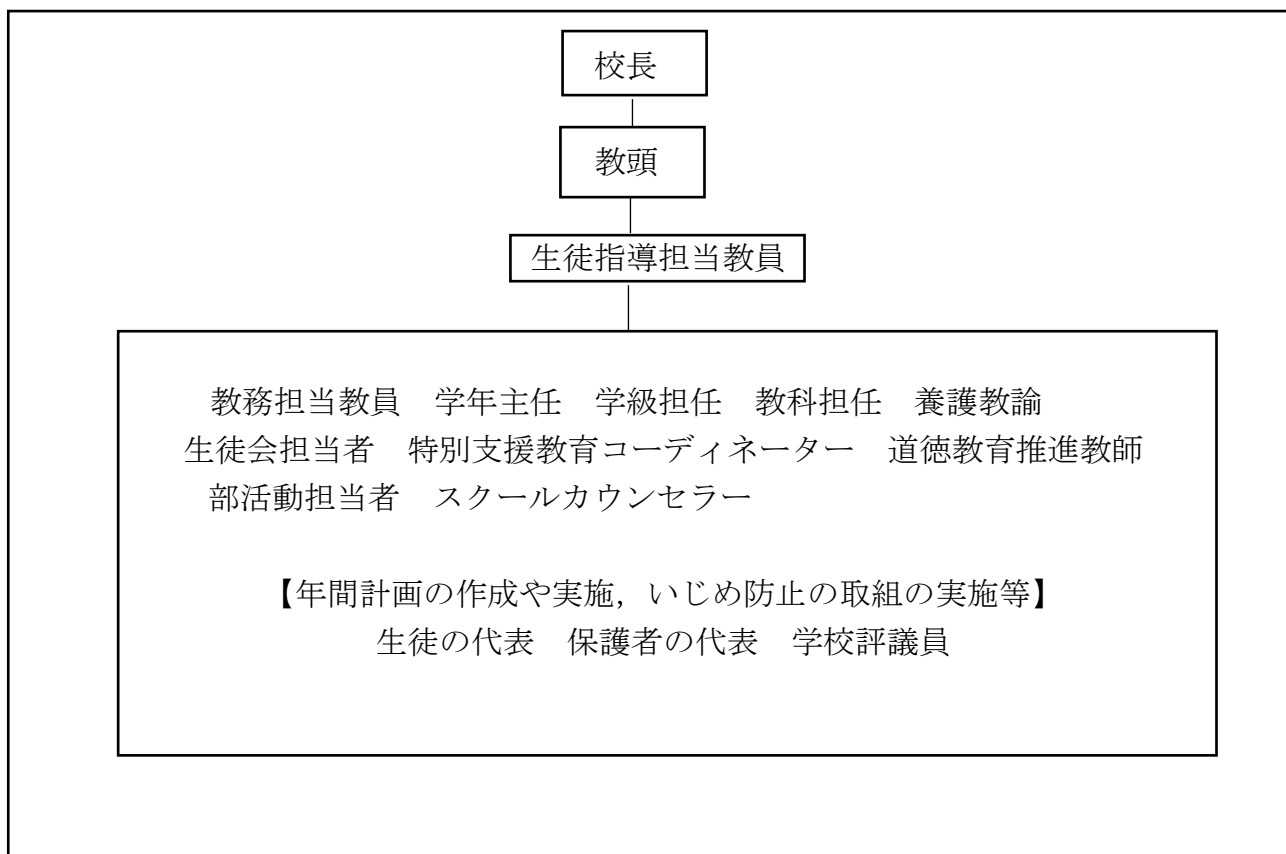
##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの早期発見・事案対処のためのいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

## ② いじめ対策組織



## (3) いじめの防止等に関する措置

### ① いじめの防止のための措置

#### ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「いじめ撲滅宣言」（平成27年作成）、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

#### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

#### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

#### エ 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実 ※1 ※2

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることで、できる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
- ※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など自らの存在を価値あるものと受け止められる感情
- ※2 自己肯定感・・・「自分はよいところがある」「自分は〇〇ができる」など自らを積極的に評価できる感情

オ 生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

## ② 早期発見のための措置

- ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- イ 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

## ③ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

イ いじめられた生徒及びその保護者への支援

- いじめられた生徒から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

ウ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

#### エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

#### オ インターネット上のいじめへの対応

- 情報モラル教育を進めるとともに保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

### ④ いじめの解消

#### ア いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。
- いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

#### イ 観察の継続

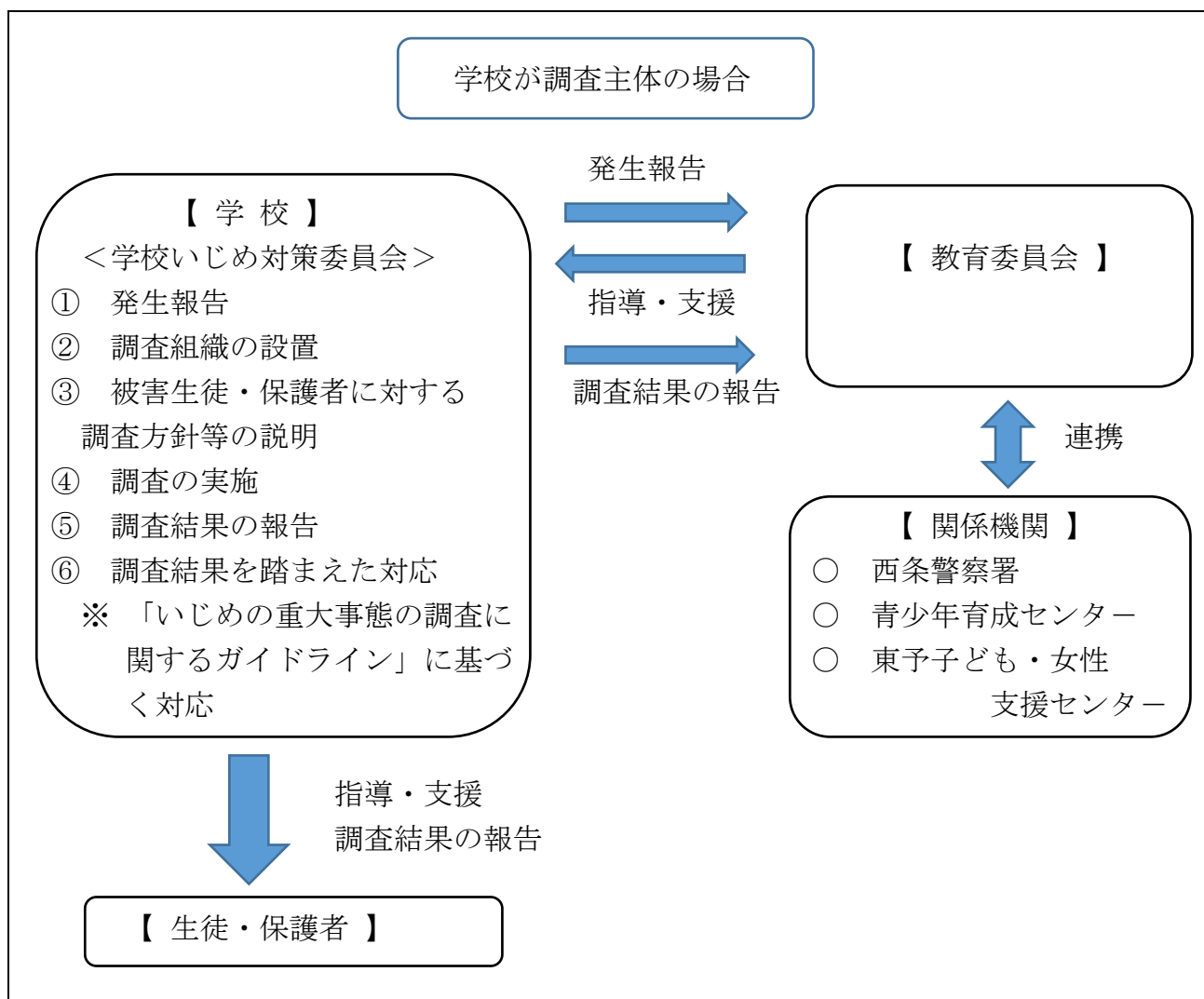
- いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

## 3 重大事態への対処

### (1) 学校における重大事態の対処

- 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

(2) 重大事態対応フロー図



## いじめの発見・観察のポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（\*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（\*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

## 西条東中学校「いじめ撲滅宣言」

学校は楽しいところ「いじめゼロ」の笑顔あふれる学校にしよう。

すべての生徒は、楽しい学校生活を送る権利をもっています。

みんな大切な命、みんな優しい心をもっています。

自分の心のよいところを発揮していこう。

一 どんな理由があってもいじめは絶対にしません。

いじめる心は、自分の弱い心です。

一 いじめを見つけたら、自分たちで考え行動します。

見て見ぬふりは、いじめと同じです。

一 いじめにあっても、一人で悩まず相談しよう。

相談することは、自分の人権を守ることです。

一 相手の気持ちを考えて行動します。

自分の中の優しい心、強い心を発揮します。

\* いじめを見つけたら、先生に相談することはチクリじゃない。自分たちの人権を守るための方法です。

\* いじめている人もいじめられている人も、つらいことがあったら、話しやすい人に相談しよう。

\* インターネットなどを利用する場合は、相手を思いやり、適切に判断し、自分と相手を守ることに努めよう。

西条市立西条東中学校 生徒会

平成 27 年 3 月 6 日採択